

サステナビリティ研究会SDGs分科会では、食品卸売業がサステナビリティ・SDGsに関して今後取り組むべき様々な方向性を「食品卸売業におけるSDGs対応について」と題し、「会報日食協」に連載しています。今回は第8回目として、「気候変動対応（TCFD対応）」について取りあげます。

第8回「気候変動対応（TCFD対応）」について

1. TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）とは

TCFDとは端的に言えば、投資家や金融機関等のステークホルダーが適切な投資判断を行う上で、各企業で気候変動によってどのようなリスクや機会が発生しうるか、そしてそれがどの程度の財務影響を及ぼすかについて、適切な情報開示を促すべく組成された民間主導のタスクフォースです。



TCFD提言に沿った情報開示に取り組むことにより、自社の経営課題の可視化とその解決に向けた戦略立案、自社の機会の創出に加えて、ステークホルダーからの信頼性の向上が期待できます。

2. TCFD設置の背景

2015年12月に採択されたパリ協定を受け、気候変動の緩和及び適応の両面での取り組みが世界中で進んでいます。金融業界においては、気候変動は投融資先の企業の事業活動に多大な影響を与える可能性があることから、保有資産に対する気候変動の影響を評価する動きが広がっています。

一方で、企業に求められる気候変動の影響に関する情報開示の程度はこれまで十分ではなく、投資家や金融機関は、気候関連の問題を企業の戦略や財務計画と関連づけて理解することが困難な状況でした。

2015年9月に、金融安定理事会（FSB）議長・英国中央銀行総裁（当時）Mark Carney氏が「低炭素経済への移行に伴う、GHG排出量の大きな金融資産の再評価リスク等が金融システムの安定を損なう恐れ」とスピーチし、企業によっては気候変動により企業価値が減少するリスクが非常に大きいことを示しました。気候変動は以下の3つの観点から金融システムの安定を損なう恐れがあるとしています。

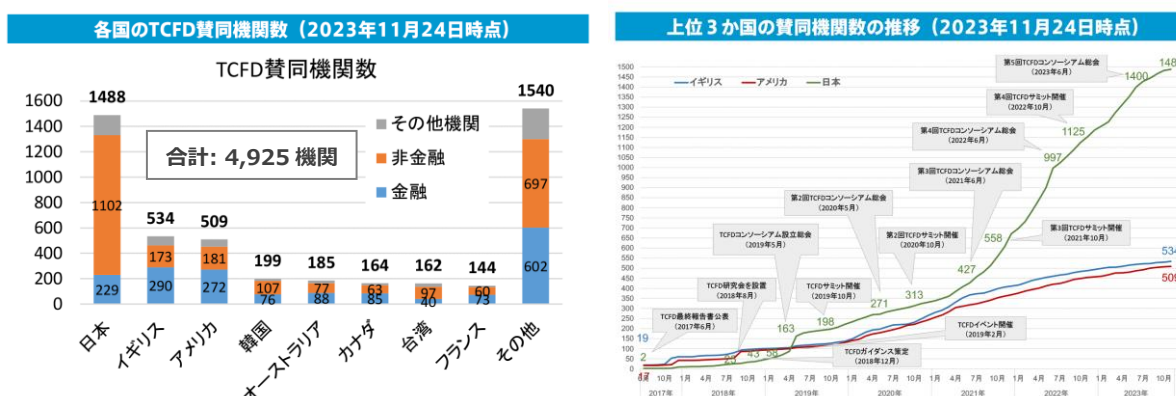
物理的リスク	洪水、暴風雨等の気象事象によってもたらされる財物損壊等の直接的インパクト、グローバルサプライチェーンの中断や資源枯渇等の間接的インパクト
賠償責任リスク	気候変動による損失を被った当事者が他者の賠償責任を問い、回収を図ることによって生じるリスク
移行リスク	低炭素経済への移行に伴い、GHG排出量の大きい金融資産の再評価によってもたらされるリスク

上記のとおり、気候関連リスクの影響が無視できなくなり、投資家が「気候変動の財務への影響」を公表するように要請しました。

これを踏まえ、FSB は 2015 年 12 月に民間主導の「**気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD : Task Force on Climate-related Financial Disclosures)**」を設置しました。

TCFD は、情報活用を行う機関（主に金融系企業）と、情報開示を行う機関（主に非金融系企業）、加えて格付機関やコンサルティング会社など ESG 評価を行う企業に属するメンバーで構成され、約 1 年半の検討期間を経て、2017 年 6 月に「TCFD 提言」を公表しました。

TCFD 提言の発表後、気候関連情報の開示・利用をめぐる状況は大きく変化しました。TCFD 提言への賛同を表明した機関は設立当初の 102 機関から 2023 年 11 月には 4,925 機関まで増加しています。



日本も 2019 年 5 月 TCFD コンソーシアムが設立されると同時に賛同機関数が世界 1 位となり、2023 年 11 月には 1,488 の企業・機関が賛同しています。

【出所：TCFD コンソーシアム ホームページ (<https://tcf-consortium.jp/about>)】

3. TCFD の概要

TCFD 提言に沿った情報開示に関する事項について以下のとおりまとめております。

(1) TCFD 提言が求めているもの

TCFD 提言では、全ての企業に対し、

- ① 2℃目標等の気候シナリオを用いて
- ② 自社の気候関連リスク・機会を評価し
- ③ 経営戦略・リスク管理へ反映
- ④ その財務上の影響を把握、開示することを求めている

(2) TCFD 提言の実施することによるメリット

TCFD 提言の実施にあたり、その潜在的メリットは以下の 4 つとなります。

- ① 企業が気候関連リスクを適切に評価・管理することは、投資家や金融機関等からの信頼にもつながり、投融資が増加する
- ② 財務報告において気候関連リスクに係る情報開示することで、既存の開示要件（重要性の高い情報を報告する義務）をより効果的に履行可能

- ③ 企業における気候関連リスクと機会に関する認識・理解向上は、リスク管理の強化及び情報に基づく戦略策定に寄与する
- ④ TCFD が提言する情報開示枠組みを活用することで、気候関連情報を求める投資家等のニーズに対して積極的に取り組むことができる

(3) TCFD 提言へ対応しない場合に想定されるリスク

TCFD 提言への対応を行わない場合に想定される、短期的・中長期的リスクは以下のとおりです。

短期的	企業が気候関連リスクを適切に評価・管理できていないと金融機関による投融資が減少する恐れがある
	既存の開示要件を履行していないと、訴訟のリスクがある
	情報開示枠組みを活用していないことによる、環境評価・環境ブランドの低下
中長期的	企業における気候関連リスクと機会に関する認識・理解が足りず、リスク管理ができていない、突発的な気候関連リスクに脆弱な組織になる
	同時に気候関連リスクの認識不足と機会の喪失から、企業経営に財務的な損害を与える可能性がある

(4) TCFD 提言の開示項目

① 4つの項目

TCFD 提言では、以下のとおり「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4つの要求項目に沿った開示と、「気候関連のリスクと機会」の考えに基づく説明が求められます。

要求項目	ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
項目の詳細	気候関連のリスク及び機会に係る組織のガバナンスを開示する	気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画への実際の及び潜在的な影響を、重要な場合は開示する	気候関連のリスクについて組織がどのように選別・管理・評価しているかについて開示する	気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を、重要な場合は開示する
推奨される開示内容	a)気候関連のリスク及び機会についての取締役会による監視体制の説明をする	a)組織が選別した、短期・中期・長期の気候変動のリスク及び機会を説明する	a)組織が気候関連のリスクを選別・評価するプロセスを説明する	a)組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即し、気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標を開示する
	b)気候関連のリスク及び機会を評価・管理する上での経営者の役割を説明する	b)気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響を説明する	b)組織が気候関連のリスクを管理するプロセスを説明する	b)Scope1,Scope2及び該当するScope3のGHGについて開示する
		c)2°C以下シナリオを含む様々な気候関連シナリオに基づく検討を踏まえ、組織の戦略のレジリエンスについて説明する	c)組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスが組織の総合的リスク管理においてどのように統合されるかについて説明する	c)組織が気候関連リスク及び機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績について説明する

【出所：TCFD を活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド ver3.0

(<https://www.env.go.jp/content/900498783.pdf>)】

② 気候関連リスクとは

気候関連リスクは、「①低炭素経済への『移行』に関するリスク」と「②気候変動による『物理的』変化に関するリスク」の2つとなります。

種類	定義	種類	主な側面・切り口の例
移行 リスク	低炭素経済への「移行」に関するリスク	政策・法規制 リスク	GHG排出に関する規制の強化、情報開示義務の拡大等
		技術リスク	既存製品の低炭素技術への入れ替え、新規技術への投資失敗等
		市場リスク	消費者行動の変化、市場シグナルの不透明化、原材料コストの上昇等
		評判リスク	消費者選好の変化、業種への非難、ステークホルダーからの懸念の増加等
物理的 リスク	気候変動による「物理的」変化に関するリスク	急性リスク	サイクロン・洪水のような異常気象の深刻化・増加等
		慢性リスク	降雨や気象パターンの変化、平均気温の上昇、海面上昇等

【出所：TCFDを活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド ver3.0

(<https://www.env.go.jp/content/900498783.pdf>)】

③ 気候関連機会とは

気候対策による経営改革の機会を分類したものであり、以下のとおり分類されます。

	側面	主な切り口の例	財務影響の例
機会	資源の効率性	<ul style="list-style-type: none"> 交通・輸送手段の効率化 製造・流通プロセスの効率化 リサイクルの活用 効率性のよい建築物 水使用量・消費量の削減 	<ul style="list-style-type: none"> 営業費用の削減(例:効率化、費用削減) 製造能力の拡大、収益増加 固定資産価値の向上(例:省エネルギー等) 従業員管理・計画面の向上(健康、安全、満足度の向上)、費用削減
	エネルギー源	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素エネルギー源の利用 政策的インセンティブの利用 新規技術の利用 カーボン市場への参画 エネルギー安全保障・分散化へのシフト 	<ul style="list-style-type: none"> 営業費用の削減(例:低コスト利用) 将来の化石燃料費上昇への備え 炭素価格低炭素技術からのROI上昇 低炭素生産を好む投資家増加による資本増加 評判の獲得、製品・サービスの需要増加
	製品／サービス	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素商品・サービスの開発・拡大 気候への適応対策・保険リスク対応の開発 研究開発・イノベーションによる新規商品・サービスの開発 ビジネス活動の多様化、消費者選好の変化 	<ul style="list-style-type: none"> 低炭素製品・サービス需要による収益増加 適応ニーズによる収益増加(保険リスク移転商品・サービス) 消費者選好の変化に対する競争力の強化
	市場	<ul style="list-style-type: none"> 新規市場へのアクセス 公的セクターによるインセンティブの活用 保険補償を新たに必要とする資産・地域へのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> 新規市場へのアクセスによる収益増加(例:政府・開発銀行とのパートナーシップ) 金融資産の多様化(例:グリーンボンド、グリーンインフラ)
	強靭性(レジリエンス)	<ul style="list-style-type: none"> 再エネプログラム、省エネ対策の推進 資源の代替・多様化 	<ul style="list-style-type: none"> レジリエンス計画による市場価値の向上 サプライチェーンの信頼性の向上 レジリエンス関連の新規製品・サービスによる収益増加

【出所：TCFDを活用した経営戦略立案のススメ～気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド ver3.0

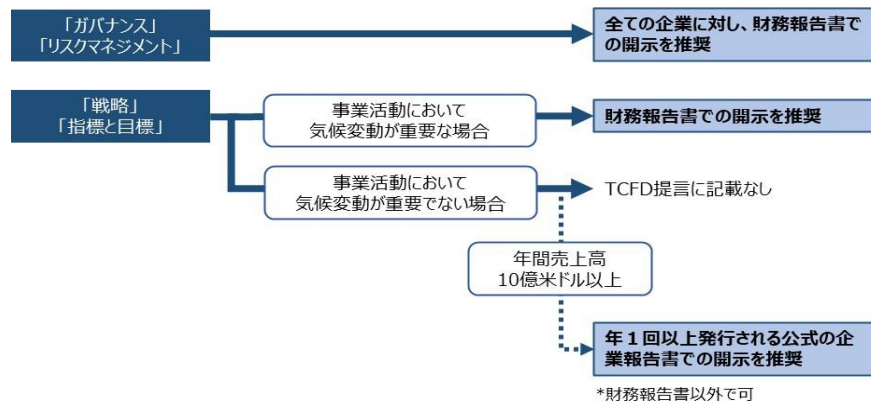
(<https://www.env.go.jp/content/900498783.pdf>)】

(5) 情報の開示媒体について

TCFD 提言では、特に 4 つのテーマの中の「ガバナンス」と「リスク管理」について、「全ての企業」が「財務報告書」により開示することが望ましいとしています。

「全ての企業が」と述べる理由は、ほぼ全ての産業が気候変動の影響を受ける可能性があるためと投資家等は考えているからであり、「財務報告書」と述べる理由は、投資家等が最も参照する機会が多く、組織内部のガバナンスプロセスの対象となっているからです。

さらに、大規模な企業に対しては、現状では気候関連情報が重要と認識されていなくとも将来重要になり得るとして、開示媒体を問わず、気候関連の財務情報開示を開始することを推奨しています。



【出所：気候関連財務情報開示に関するガイダンス 3.0

(https://tcf-consortium.jp/pdf/news/22100501/TCFD_Guidance_3.0_J.pdf)】

また、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード改訂の中で、プライム市場上場企業はサステナビリティに関連して「TCFD 又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実」を求められており、この改訂によって2022年度以降、気候変動開示の動きが活発化しています。

(6) TCFD の今後の動向

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は TCFD が推奨する開示事項を具体的な開示基準として整理・統一し、2023年6月に「IFRS S1号：サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」および「IFRS S2号：気候関連開示」を発表しました。

これにより TCFD はその役割を終え、2023年10月に発展的解消（解散）しました。今後は TCFD の考え方はそのままに、IFRS S1号および S2号をベースに開示方法を統一する方向で制度化検討が進められています。

対象	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
SSBJ基準	3月～7月 公開草案	3月 最終化予定					
プライム	以下の取組みを開始 ➢ 開示の好事例を通じた促進 ➢ TCFD提言による開示 ➢ Scope1・2の開示を推奨	案1	SSBJ基準 任意適用	3月期～ (有報) SSBJ基準 義務化の開始 対象：時価総額 3兆円以上 (時価総額55%)	3月期～ (有報) SSBJ基準 義務化の拡大 対象：時価総額 1兆円以上 (時価総額73%) 保証	順次拡大	(有報) SSBJ基準 義務化 対象：プライム 全企業 保証
スタンダード			案2	SSBJ基準 任意適用	3月期～ (有報) SSBJ基準 義務化の開始 対象：時価総額 3兆円以上 (時価総額55%) 保証		3月期～ (有報) SSBJ基準 義務化の拡大 対象：時価総額 1兆円以上 (時価総額73%) 保証
グロース	以下の取組みを通じて開示を底上げ ➢ 開示の好事例を通じた促進 ➢ TCFD提言の利用 ➢ Scope1・2の開示を推奨 ※ SSBJ基準の任意適用は可能						

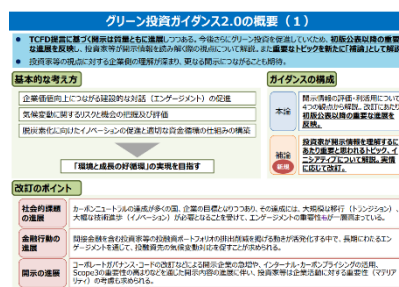
【出所：金融庁 第1回金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ「事務局説明資料」 (<https://www.env.go.jp/content/000120595.pdf>)】

日本ではサステナビリティ基準委員会（SSBJ）が主体となり、2025年3月には「日本版 IFRS S1／S2 号」となる SSBJ 基準の最終化を予定しています。プライム上場企業への SSBJ 基準での開示義務化は 2027 年より段階的に開始される想定です。一方、スタンダード上場企業は現時点では任意適用の範疇となっています。

SSBJ 草案の主な内容
・IFRS が設立した ISSB の基準に準拠。有価証券報告書での開示を想定
・温暖化ガス排出量はスコープ 1、2、3 の総量開示が義務
・気候変動で起こりうる将来を想定し、事業への影響を示す「シナリオ分析」を求める
・気候関連リスクに対応する投資額、社内炭素価格なども業種に関わらず開示
・低炭素経済への意向に取り組むための目標・行動を定めた「移行計画」があれば開示

4. TCFD 対応の重要性と進め方

近年、投資家等においても、気候変動対応としてエンゲージメントの有効性が重要視されてきています。TCFD コンソーシアムが 2019 年 10 月に発表し、2021 年 10 月に改訂したグリーン投資ガイダンス*においても、「投資家等がエンゲージメントを通じて企業の気候変動対応を促すことは、結果として取り組み改善を通じた企業価値向上につながり、投資機会の増加をもたらすため、より重要な投資家等の行動である」と述べられています。



企業が積極的に TCFD 提言に基づく開示に取り組むとともに、開示情報を通じて投資家等とのエンゲージメントを深めることが、今後の企業価値向上においても重要となります。このような企業と投資家等との関係構築のためには、情報開示は自主的かつ柔軟に行われることが望ましく、開示内容の過度な標準化は、投資家等の意思決定にかえて悪影響を及ぼすことが懸念されます。

TCFD 提言への対応が広がりを見せる一方、事業会社が TCFD 提言に沿った情報開示を実施しようとする場合、特にシナリオ分析など、慎重な検討を要する情報も多くあり、開示に躊躇するあまり TCFD 提言の趣旨に賛同できないといったことも考えられます。しかし、まずはガバナンスやリスク管理など開示できる項目から開示し、時間をかけて戦略や指標と目標に関する事項を開示するなどのロードマップを TCFD は例示しています。

このように、TCFD 提言に沿った情報開示は初めから完璧である必要はなく、まずは開示に取り組み、段階を踏んでブラッシュアップしていくこと、及び開示初年度においては段階的な開示の充実に向けた取り組みの姿勢を示すことが重要となります。

【*TCFD コンソーシアム「グリーン投資ガイダンス2.0の概要(1)」】

(https://tcf-consortium.jp/pdf/news/21100501/overview_green_investment_guidance20-j.pdf)

5. 食品卸売業としての TCFD

(1) 食品卸売業としての TCFD への取り組み

では我々食品卸売業にとって気候関連のリスクや機会はどのようなものが挙げられるかについて、以下のとおり事例を記載します。

①	移行 リ ス ク	自社が直接被る炭素税影響額や、仕入先の炭素税負担を商品価格に転嫁されることによる間接的な影響額
		電力価格の上昇に伴う輸送・保管コスト影響額
		炭素賦課金・炭素税・排出権取引制度による物流コストの増加
		トレーサビリティ機能の強化（炭素負担状況、CFP 算定等）が遅れることによる顧客離れ
		取引先・消費者の評判変化
②	物 理 的 リ ス ク	風水害の頻発化・激甚化（おもに高潮・洪水）による事業所拠点等の被災・生産力低下及びそれに伴うサプライチェーンの途絶
		異常気象（干ばつ、洪水、台風等）発生増加による仕入れ価格・原材料価格の上昇リスク
		夏季の猛暑日増加に伴う従業員の熱中症リスク上昇と生産性低下と、商品溶解リスクの上昇
		平均気温の上昇に伴う空調・冷凍冷蔵に係る使用エネルギー量やドライアイス使用量の増加リスク
		海面の上昇による農場や圃場の面積の減少・サプライチェーンの途絶
		再生材・バイオマスや FSC 認証等持続可能な紙製容器包装等への変更
③	機 会	移行リスクを見据えた省エネの推進や共同配送等による効率的な物流網の構築
		物理的リスクを見据えた災害時における強靱なサプライチェーン構築による他社との差別化
		高効率設備の倉庫、工場の利用によるエネルギーコストの削減
		AI を活用した需要予測の精緻化
		環境の変化に対応した商品の需要が増加
		脱炭素・低炭素関連商品の需要増に対応した商品の発掘・開発により商機が拡大

①、②といったリスクを認識しその対策を講じることが先決ですが、それをチャンスと捉え③の機会創出に繋げていくことが TCFD において望ましいアプローチとなります。

また、リスクと機会の影響度については、「大・中・小」といった抽象的な表現から、具体的な影響額等、より定量的な開示にステップアップしていくことが各社の課題となっています。

(2) 食品卸売業の TCFD 開示事例 (50 音順)

伊藤忠食品	https://www.itochu-shokuhin.com/sustainability/tcf.html
加藤産業	https://www.katosangyo.co.jp/csr/sustainability/tcf/
国分グループ	https://www.kokubu.co.jp/sustainability/environment/pdf/TCFD_recommendations_2024.pdf
三菱食品	https://www.mitsubishi-shokuhin.com/sustainability/esg/environment/tcf/

以 上